

三重県公報

平成28年10月31日(月)

号 外

	<u></u>				
(番号)	(題 名)		(担当)		(頁)
	告示				
698	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による鳥獣保護 区の指定の更新	(獣	害対策課	.)	2
699	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具 使用禁止区域の指定	(同)	2
700	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定及びその区域図面の縦覧の一部を改正する告示	(同)	4

告 示

三重県告示第698号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 28 条第 1 項の規定に基づ き、次のとおり鳥獣保護区の指定を更新します。

平成 28 年 10 月 31 日

三重県知事 木 英 敬 鈴

第1

- 1 名称
 - いなべ市員弁東部鳥獣保護区
- 2 区域

いなべ市員弁町(次の図に示す部分に限る。)

3 存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

4 保護に関する指針

次のとおりとする。

第 2

1 名称

津市白山町南青山高原鳥獣保護区

2 区域

津市白山町(次の図に示す部分に限る。)

3 存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

4 保護に関する指針

次のとおりとする。

第3

1 名称

伊勢市朝熊山鳥獣保護区

2 区域

伊勢市朝熊町 (次の図に示す部分に限る。)

3 存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

4 保護に関する指針

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部獣害対策課に備え置い て縦覧に供します。)

三重県告示第 699 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定によ り、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定します。

平成 28 年 10 月 31 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

第1

1 名称

桑名市下深谷部特定猟具使用禁止区域(銃猟)

2 区域

桑名市大字下深谷部ほか(次の図に示す部分に限る。)

3 存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

4 使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

第2

1 名称

亀山市川崎特定猟具使用禁止区域 (銃猟)

2 区域

亀山市川崎町ほか(次の図に示す部分に限る。)

3 存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

4 使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

第3

1 名称

松阪市総合運動公園特定猟具使用禁止区域 (銃猟)

2 区域

松阪市豊原町ほか(次の図に示す部分に限る。)

3 存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

4 使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

第4

1 名称

明和町南部第2特定猟具使用禁止区域(銃猟)

2 区域

多気郡明和町蓑村ほか(次の図に示す部分に限る。)

3 存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

4 使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

第5

1 名称

伊賀市御代特定猟具使用禁止区域 (銃猟)

2 区域

伊賀市柏野ほか(次の図に示す部分に限る。)

3 存続期間

平成28年11月1日から平成38年10月31日まで

4 使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

第6

1 名称

紀北町相賀中村特定猟具使用禁止区域(銃猟)

2 区域

紀北町相賀(次の図に示す部分に限る。)

3 存続期間

平成28年11月1日から平成48年10月31日まで

4 使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

(「次の図」は省略し、その図面を三重県農林水産部獣害対策課に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 700 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定及びその区域図面の縦覧 (平成22年三重県告示第602号)の一部を次のように改正し、平成28年11月1日から施行します。

なお、区域図面は、三重県農林水産部獣害対策課に備え置いて縦覧に供します。

平成 28 年 10 月 31 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

第3中2を次のように改める。

2 区域

伊賀市小田町地内、国道 422 号線上野橋南詰を起点として、服部川と柘植川の接線を東へ服部川を横断 し、服部川右岸堤防端へ至り、同所から服部川右岸堤防を上流へ進み名阪国道を横断し、県道佐那具荒木線 との交点(寺田橋北詰)に至り、同所から同県道を南へ進みしらさぎクリーンセンターの前を左折して同県 道を南へ進み大池の北東端との接点に至り、同所から新池の東端を結ぶ直線上を南東へ進み同池の東端に至 り、同所から同池の南縁に沿って西へ進み同池の南端と同県道との接点に至り、同所から同県道を南へ進み 久米川左岸との交点に至り、同所から同河川左岸を東(上流)へ進み市道佐那古友生線との交点に至り、同 所から同市道を南西方向に進み市道市部界外線との交点に至り、同所から同市道を南西方向に進み、国道 422 号線との交点に至り、同所から同国道を横断し木津川右岸堤防に至り、同所から同河川右岸堤防を南 (上流) 〜進み同市比土地内高瀬橋に至り、同橋から同河川左岸堤防を北(下流)〜進み矢田川(藤八橋出 口)に至り、同所から矢田川右岸を宮尻橋東詰まで南西(上流)へ進み、西に至る農道を道なりに北へ進み 猪田神社に至り、同所から同農道を西へ進み市道猪田森寺(青蓮寺パイロット)線に至り、同所から南へ進 み農道との交点に至り、同所を右折し道なりに西へ進み、大池の手前の農道を右折し砂川との交点に至り、 同所を右折し東へ進み市道猪田森寺(青蓮寺パイロット)線に至り、同所を左折して北へ進み、さらに農道 を右折し東へ進み、太陽光発電施設の北側を道なりに回り込んで東へ進み、三叉路の交点を左折し矢田川 (西出橋出口) に架かる高橋に至り、同所から同川を北へ進み大恩寺橋に至り、同橋から北へ進み木津川左 岸堤防に至り、同河川左岸堤防を北(下流)へ進み同市長田地内国道163号線新長田橋西詰に至り、同所か ら同橋東詰へ進みさらに市道中町新長田橋線を南東へ進み市道鍵屋の辻木興町線との交点に至り、同所より 同市道を南東へ進み国道368号線に至り、同所より同国道を南へ進み市道守田四十九町線との交点に至り、 同所より同市道を東へ進み国道422号線との交点に至り、同所より同国道を北へ進み名阪国道との交点に至 り、同所より同国道を東(名古屋方面)へ進み同国道の服部川大橋南詰に至り、同所より服部川左岸堤防を 西へ進み起点に至る一円の区域

発行 **三 重 県**

三重県津市広明町 13 番地 三重県総務部法務・文書課 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/